

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年 8 月30日提出
【計算期間】	第28期特定期間 （自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日）
【ファンド名】	新光M R F（マネー・リザーブ・ファンド）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券／MRFに属し、信用度が高く、残存期間の短い国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型 追加型	国内	株式 債券	MMF
	海外	不動産投信	MRF
	内外	その他資産 ()	ETF
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
MRF	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル
	年 2 回	日本
	年 4 回	北米
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州
	年12回 (毎月)	アジア
	日々	オセアニア
	その他 ()	中南米
不動産投信		アフリカ
その他資産 ()		中近東 (中東)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 属性の定義

債券 一般	目論見書または投資信託約款において、債券に主として投資する旨の記載があるものであって、公債・社債・その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに直接投資を行います。



b. ファンドの特色

1. 国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

投資対象は、わが国の国債証券・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品などとし
ます。

適格有価証券	投資することができる有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等 から第三位（A格相当）以上の長期信用格付けまたは第二位（A - 2格相当）以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
第一種適格有価証券	適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付けまたは最上位（A - 1格相当）の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
第二種適格有価証券	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの
適格金融商品	指定金銭信託を除き、投資することができる金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品

金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

私募により発行された有価証券（短期社債などを除きます。）および取得時において償還金などが不確定な仕組債など への投資は行わないものとします。

償還金額が指数などに連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているものなどをいいます。

2．原則として、販売会社の営業日に購入・換金が可能です。

購入のお申し込みは1円以上1円単位です。購入時手数料はありません。

換金のお申し込みは販売会社が定める単位です。換金時手数料はありません。

3．毎日決算を行い、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を分配します。

日々の運用収益などから諸費用などを差し引いた額（純資産総額の元本超過額）を分配します。

収益分配金は、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめ、税金を差し引いた後、毎月最終営業日に自動的に再投資されます。

値動きのある公社債などに投資しますので、収益分配金は運用実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

主な投資制限

わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

投資信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金などを含みます。以下「および」において同じ。）への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。

適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記「および」の規定を適用しません。

同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記「または」の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

c．信託金限度額

委託者は受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

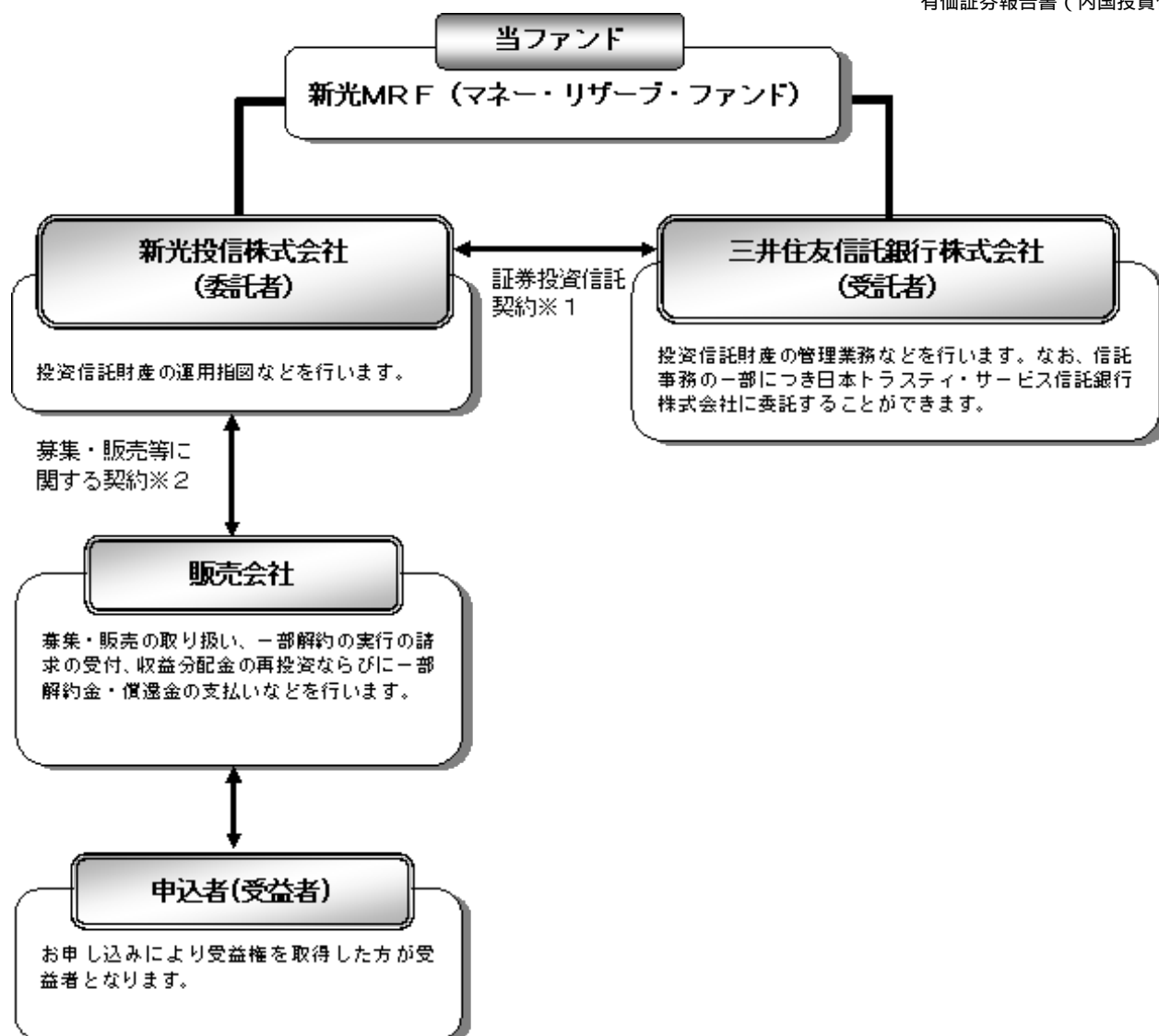
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成10年6月1日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年10月31日	株式会社大和銀行を受託者とし新光投信株式会社を委託者とする追加型公社債投資信託「太陽MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の投資信託財産を統合し、名称を「新和光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更
平成12年11月15日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出

(3) 【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成24年6月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（八）大株主の状況

（平成24年6月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします。

同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。以下同じ。）から第三位（A格相当）以上の長期信用格付けまたは第二位（A-2格相当）以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託者が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。

投資することができる金融商品は、約款第15条第2項に定める金融商品とします。

指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

（ロ）投資態度

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

（ハ）主な投資制限

わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品

以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

投資信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付けまたは最上位（A-1格相当）の短期信用格付けを受けているものもしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託者が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記「および」において同じ。）への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。

上記「および」の組入制限には、約款第18条の規定による借り入れにかかる公社債を含むものとします。

適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記「および」の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記「または」の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。

上記「、」、および「に」規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

有価証券の貸し付けは、約款第17条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「b. 運用の方法、（イ）主要投資対象」の規定を準用します。

公社債の借り入れは、約款第18条にしたがって行います。この場合において、借り入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

（2）【投資対象】

運用の指図範囲

- （イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図

しません。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
- 5．コマーシャル・ペーパー
- 6．外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 8．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

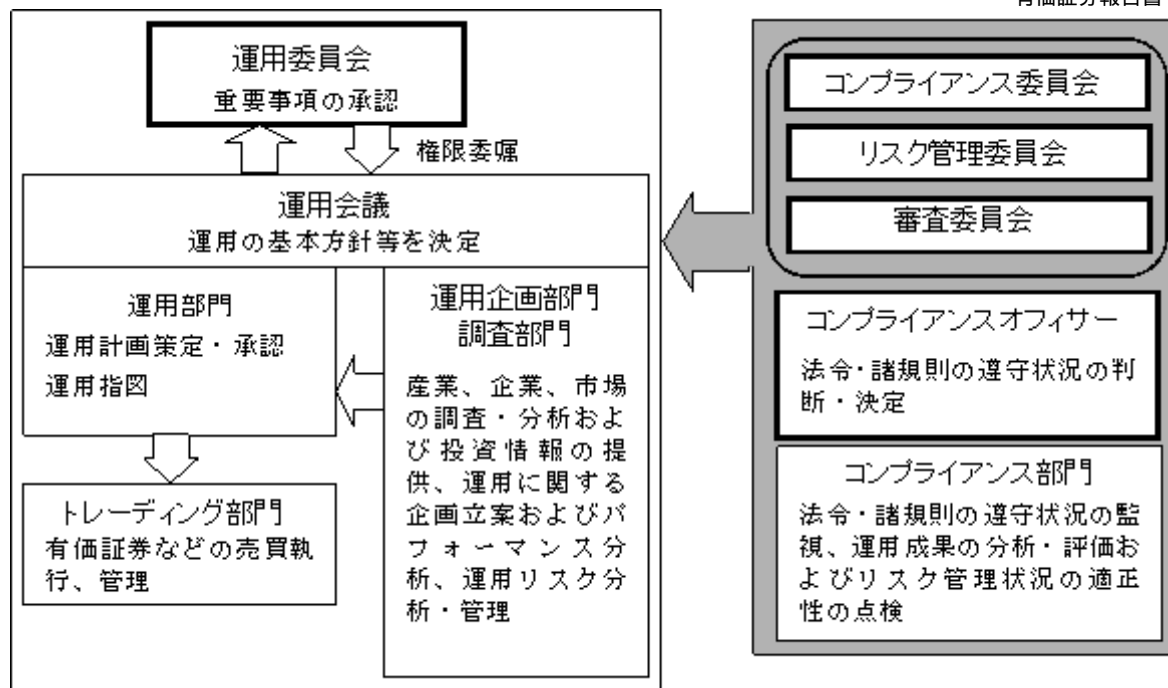
（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

- a．当ファンドの運用体制



上記は平成24年8月30日現在のものであり、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a. 収益分配は、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を、毎日分配します。

b. 投資信託財産から生ずる利益（第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として投資信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

c. 受益者の分配金は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる分をまとめ、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a. わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- b. 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- c. 投資信託財産に組み入れられた有価証券等の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

- d. 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- e. 第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記f. およびh. において同じ。）への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- g. 上記e. およびf. の組入制限には、約款第18条の規定による借り入れにかかる公社債を含むものとします。
- h. 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記e. およびf. の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記e. またはf. の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- i. 上記e. 、f. 、g. およびh. に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

- j．有価証券の貸し付けは、約款第17条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「（1）投資方針、b．運用の方法、（イ）主要投資対象」の規定を準用します。
- k．公社債の借り入れは、約款第18条にしたがって行います。この場合において、借り入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- l．外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。
- m．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- n．外国為替予約の指図
委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。
- o．私募有価証券等への投資制限
委託者は、信託金を、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。
- p．公社債の貸し付けの指図および範囲
（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記（ロ）の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
（ロ）公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
（ハ）上記（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
（ニ）委託者は、公社債の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとし、
- q．公社債の借り入れ
（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとし、
（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とし、
（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし、
（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中より支払われます。
- r．資金の借り入れ
（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
（ロ）借り入れの指図は、受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間あるいは受益者への解約代金支払日から投資信託財

産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間において、投資信託財産が当該投資信託財産にかかる解約代金の支払いに応ずるための資金手当（解約代金の支払いのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を借入残高の限度額として資金の借り入れ（コール市場を通ずる場合を含む。）を行う場合に限るものとします。

（ハ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

s. 受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割りこむことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に

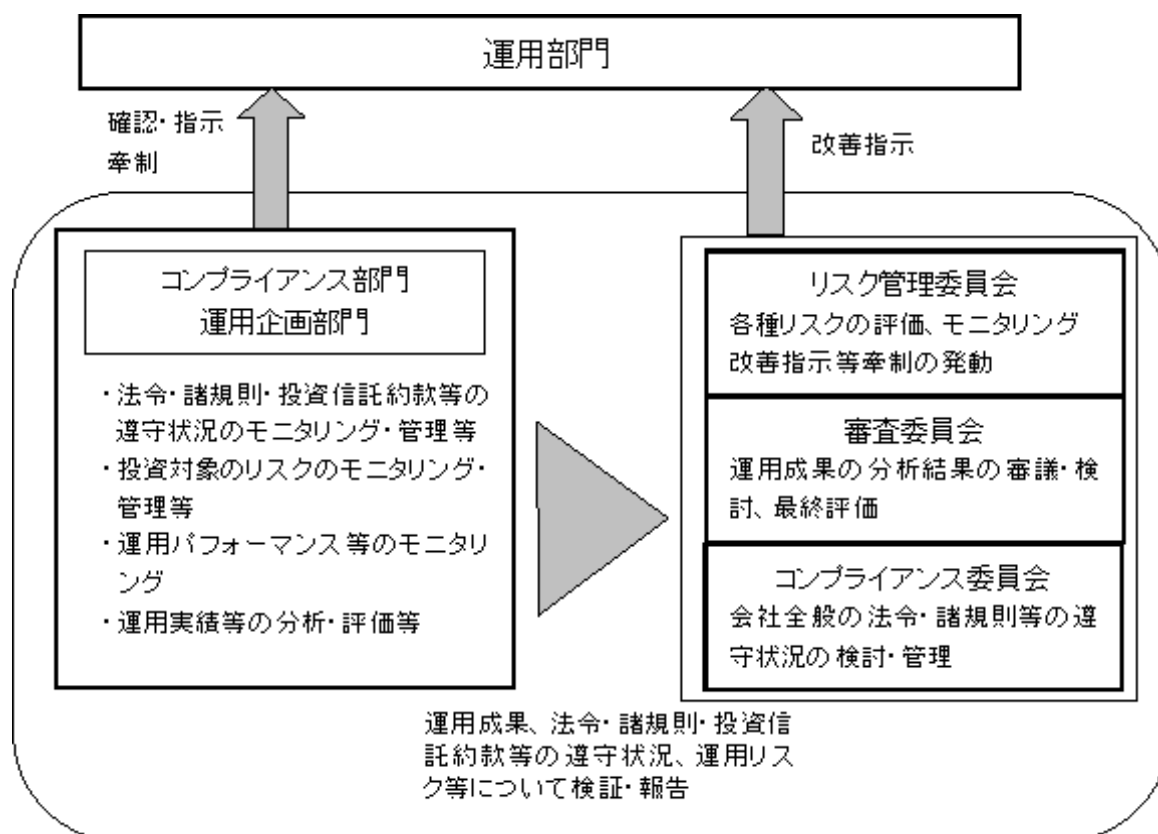
切り替えることがあります。

（二）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（２）リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金	・分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料等はありません。	
	◎解約代金*・償還金にかかる税金	・元本超過額に対する所得税・地方税 ・再投資前の分配金に対する所得税・地方税

* 受益者が別に定める契約を解除する場合にのみ、再投資前の分配金に対して課税されます。

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

a . 信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率（1.00%以内）とし次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

(イ) 各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20以内

の率（0.20%以内）とします。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

b．上記a．の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (信託報酬率が年率 0.20%の場合)	委託者	信託元本に対し年 0.0373%
	販売会社	信託元本に対し年 0.1460%
	受託者	信託元本に対し年 0.0167%

・販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

平成24年6月30日時点での信託報酬率は、年率0.0300%となっています。

（4）【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（5）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者に対する課税

<平成24年12月31日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

<平成25年1月1日以降>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

b．法人の受益者に対する課税

<平成24年12月31日まで>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

<平成25年1月1日以降>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

c．障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

してください。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成24年６月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券	日 本	円 164,782,091,911	時価	% 55.1
			小 計	円 164,782,091,911	-	% 55.1
	コマーシャル・ペーパー		日 本	円 49,993,733,184	取得価額に未収利息を加算	% 16.7
			小 計	円 49,993,733,184	-	% 16.7
	その他資産	コール・ローン等	日 本	円 84,031,075,736	負債控除後の取得価額	% 28.1
	-	純資産総額		円 298,806,900,831	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年６月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金 額（円）	単価（円）	金 額（円）			
1	第249回国庫短期証券	日本	国債証券	34,000,000,000	99.99	33,999,153,900	99.99	33,999,153,900	0.0000	2012.07.10	11.37
2	第273回国庫短期証券	日本	国債証券	23,000,000,000	99.99	22,998,989,300	99.99	22,998,989,300	0.0000	2012.07.17	7.69
3	第269回国庫短期証券	日本	国債証券	22,000,000,000	99.99	21,999,942,222	99.99	21,999,942,222	0.0000	2012.07.02	7.36
4	第275回国庫短期証券	日本	国債証券	21,500,000,000	99.99	21,498,717,836	99.99	21,498,717,836	0.0000	2012.07.23	7.19
5	中国電力	日本	コマーシャル・ペーパー	10,000,000,000	-	9,999,584,694	-	9,999,679,892	-	-	3.34
6	第287回国庫短期証券	日本	国債証券	10,000,000,000	99.99	9,999,133,280	99.99	9,999,133,280	0.0000	2012.08.02	3.34
7	沖縄電力	日本	コマーシャル・ペーパー	10,000,000,000	-	9,997,339,004	-	9,998,788,118	-	-	3.34
8	四国電力	日本	コマーシャル・ペーパー	10,000,000,000	-	9,994,473,986	-	9,998,596,404	-	-	3.34
9	関西電力	日本	コマーシャル・ペーパー	8,000,000,000	-	7,996,751,491	-	7,998,573,032	-	-	2.67
10	東京瓦斯	日本	コマーシャル・ペーパー	6,000,000,000	-	5,999,881,482	-	5,999,949,206	-	-	2.00

11	北陸電力	日本	コマーシャル・ ペーパー	6,000,000,000	-	5,996,344,007	-	5,998,146,532	-	-	2.00
12	第282回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.99	4,999,669,490	99.99	4,999,669,490	0.0000	2012.07.25	1.67
13	第256回国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	99.98	3,499,615,188	99.98	3,499,615,188	0.0000	2012.08.10	1.17
14	第283回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.98	2,999,530,160	99.98	2,999,530,160	0.0000	2012.08.27	1.00
15	第284回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.98	2,999,474,616	99.98	2,999,474,616	0.0000	2012.09.03	1.00
16	第286回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.98	2,999,421,840	99.98	2,999,421,840	0.0000	2012.09.10	1.00
17	第288回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.97	2,999,353,392	99.97	2,999,353,392	0.0000	2012.09.18	1.00
18	第290回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.97	2,999,305,050	99.97	2,999,305,050	0.0000	2012.09.24	1.00
19	第291回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.97	2,999,253,000	99.97	2,999,253,000	0.0000	2012.10.01	1.00
20	第278回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.96	2,998,924,080	99.96	2,998,924,080	0.0000	2012.11.09	1.00
21	第285回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.95	2,998,664,800	99.95	2,998,664,800	0.0000	2012.12.10	1.00
22	第270回国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	99.99	1,999,956,350	99.99	1,999,956,350	0.0000	2012.07.09	0.66
23	第279回国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	99.98	1,999,765,600	99.98	1,999,765,600	0.0000	2012.08.13	0.66
24	第281回国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	99.98	1,999,728,548	99.98	1,999,728,548	0.0000	2012.08.20	0.66
25	第276回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.99	1,499,880,080	99.99	1,499,880,080	0.0000	2012.07.30	0.50
26	第277回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.99	1,499,851,600	99.99	1,499,851,600	0.0000	2012.08.06	0.50
27	第263回国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.98	1,499,700,510	99.98	1,499,700,510	0.0000	2012.09.10	0.50
28	第216回国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.98	999,855,576	99.98	999,855,576	0.0000	2012.08.20	0.33
29	第271回国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.97	999,718,452	99.97	999,718,452	0.0000	2012.10.10	0.33
30	第237回国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.95	999,587,398	99.95	999,587,398	0.0000	2012.11.20	0.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種別投資比率（平成24年6月30日現在）

種 類	投資比率（％）
国 債 証 券	55.14
コマーシャル・ペーパー	16.73
合 計	71.87

株式業種別投資比率（平成24年6月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 （分配落ち）	純資産総額 （分配付き）	基準価額 （分配落ち）	基準価額 （分配付き）
第9期特定期間	平成14年11月30日	108,765,507,341	-	10,000	-

第10期特定期間	平成15年 5月31日	117,322,159,816	-	10,000	-
第11期特定期間	平成15年11月30日	162,614,380,199	-	10,000	-
第12期特定期間	平成16年 5月31日	193,389,882,937	-	10,000	-
第13期特定期間	平成16年11月30日	242,383,275,050	-	10,000	-
第14期特定期間	平成17年 5月31日	250,666,700,377	-	10,000	-
第15期特定期間	平成17年11月30日	350,523,835,976	-	10,000	-
第16期特定期間	平成18年 5月31日	310,601,868,485	-	10,000	-
第17期特定期間	平成18年11月30日	297,338,088,053	-	10,000	-
第18期特定期間	平成19年 5月31日	347,917,907,149	-	10,000	-
第19期特定期間	平成19年11月30日	308,397,053,965	-	10,000	-
第20期特定期間	平成20年 5月31日	305,238,995,286	-	10,000	-
第21期特定期間	平成20年11月30日	274,014,280,777	-	10,000	-
第22期特定期間	平成21年 5月31日	271,092,688,610	-	10,000	-
第23期特定期間	平成21年11月30日	259,636,383,175	-	10,000	-
第24期特定期間	平成22年 5月31日	282,876,247,754	-	10,000	-
第25期特定期間	平成22年11月30日	277,001,077,787	-	10,000	-
第26期特定期間	平成23年 5月31日	296,703,476,685	-	10,000	-
第27期特定期間	平成23年11月30日	288,462,944,890	-	10,000	-
第28期特定期間	平成24年 5月31日	292,522,175,613	-	10,000	-
平成23年6月末日		298,338,256,524	-	10,000	-
平成23年7月末日		309,753,120,935	-	10,000	-
平成23年8月末日		282,839,611,698	-	10,000	-
平成23年9月末日		277,245,796,248	-	10,000	-
平成23年10月末日		295,781,584,406	-	10,000	-
平成23年11月末日		288,462,944,890	-	10,000	-
平成23年12月末日		309,731,860,008	-	10,000	-
平成24年1月末日		294,064,020,290	-	10,000	-
平成24年2月末日		301,655,800,174	-	10,000	-
平成24年3月末日		312,141,260,437	-	10,000	-
平成24年4月末日		303,290,826,506	-	10,000	-
平成24年5月末日		292,522,175,613	-	10,000	-
平成24年6月末日		298,806,900,831	-	10,000	-

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	0円24銭6厘
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	0円28銭4厘
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	0円30銭0厘
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	0円23銭2厘

第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	0円25銭1厘
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	0円10銭3厘
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年11月30日まで	0円06銭0厘
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	0円79銭2厘
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	8円90銭4厘
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	14円17銭9厘
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	17円74銭5厘
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	17円00銭6厘
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	18円17銭1厘
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	12円10銭9厘
第23期特定期間	平成21年 6月 1日から 平成21年11月30日まで	5円47銭1厘
第24期特定期間	平成21年12月 1日から 平成22年 5月31日まで	3円98銭6厘
第25期特定期間	平成22年 6月 1日から 平成22年11月30日まで	3円61銭1厘
第26期特定期間	平成22年12月 1日から 平成23年 5月31日まで	3円52銭3厘
第27期特定期間	平成23年 6月 1日から 平成23年11月30日まで	3円36銭6厘
第28期特定期間	平成23年12月 1日から 平成24年 5月31日まで	3円14銭1厘

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	0.00246%
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	0.00284%
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	0.00300%
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	0.00232%
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	0.00251%
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	0.00103%
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年 11月30日まで	0.00060%

第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	0.00792%
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	0.08904%
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	0.14179%
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	0.17745%
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	0.17006%
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	0.18171%
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	0.12109%
第23期特定期間	平成21年 6月 1日から 平成21年11月30日まで	0.05471%
第24期特定期間	平成21年12月 1日から 平成22年 5月31日まで	0.03986%
第25期特定期間	平成22年 6月 1日から 平成22年11月30日まで	0.03611%
第26期特定期間	平成22年12月 1日から 平成23年 5月31日まで	0.03523%
第27期特定期間	平成23年 6月 1日から 平成23年11月30日まで	0.03366%
第28期特定期間	平成23年12月 1日から 平成24年 5月31日まで	0.03141%

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、分配金は、各特定期間における収益分配金（税引き前）の合計金額です。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	決算期	設定口数	解約口数
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	566,426,955,533口	575,303,856,601口
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	664,273,012,137口	655,716,358,111口
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	865,916,266,896口	820,624,045,760口
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	1,035,285,377,362口	1,004,509,875,886口
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	949,092,952,191口	900,099,579,159口
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	979,803,143,910口	971,519,703,068口
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年 11月30日まで	1,323,736,012,913口	1,223,878,888,384口
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	1,517,830,046,231口	1,557,752,008,645口

第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	1,038,393,257,760□	1,051,657,045,334□
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	1,360,992,447,511□	1,310,412,630,718□
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	1,217,849,291,883□	1,257,370,152,824□
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	896,488,390,026□	899,646,434,058□
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	824,758,518,822□	855,983,241,808□
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	720,575,153,168□	723,496,726,753□
第23期特定期間	平成21年 6月 1日から 平成21年11月30日まで	1,002,835,316,985□	1,014,291,637,995□
第24期特定期間	平成21年12月 1日から 平成22年 5月31日まで	977,589,213,697□	954,349,351,891□
第25期特定期間	平成22年 6月 1日から 平成22年11月30日まで	845,693,513,665□	851,568,667,009□
第26期特定期間	平成22年12月 1日から 平成23年 5月31日まで	907,499,683,033□	887,797,300,403□
第27期特定期間	平成23年 6月 1日から 平成23年11月30日まで	796,935,058,424□	805,175,580,298□
第28期特定期間	平成23年12月 1日から 平成24年 5月31日まで	813,212,204,301□	809,152,970,429□

< 参考情報 >

運用実績

新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

2012年6月30日現在

<7日間平均年換算利回り・純資産の推移>

(2002年7月1日～2012年6月30日)



※7日間平均年換算利回りは、7日間の平均分配額(税引前)を年率換算したものです。過去の実績を示したものであり、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<主要な資産の状況>

組入状況

種類	純資産比率
国債証券	55.14%
コマーシャル・ペーパー	16.73%
-	-
合計	71.87%

組入上位10銘柄

銘柄名	種類	償還日	純資産比率
第249回国庫短期証券	国債証券	2012.07.10	11.37%
第273回国庫短期証券	国債証券	2012.07.17	7.69%
第269回国庫短期証券	国債証券	2012.07.02	7.36%
第275回国庫短期証券	国債証券	2012.07.23	7.19%
中国電力	コマーシャル・ペーパー	-	3.34%
第287回国庫短期証券	国債証券	2012.08.02	3.34%
沖縄電力	コマーシャル・ペーパー	-	3.34%
四国電力	コマーシャル・ペーパー	-	3.34%
関西電力	コマーシャル・ペーパー	-	2.67%
東京瓦斯	コマーシャル・ペーパー	-	2.00%

※当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ※最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

取得申込者は、1円以上1円単位で、取得日の前日の基準価額で購入することができます。

取得日は、販売会社が取得申込金の受領を確認した時刻により異なります。

	販売会社が取得申込金の受領を確認 ^{*1} した時刻	
	申込締切時間 ^{*2} 以前	申込締切時間 ^{*2} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{*3}	取得申込受付日の翌営業日 ^{*4}

- * 1 「取得申込金の受領を確認」とは、販売会社で入金の確認され、かつ、入金に基づく所定の事務手続きが完了したものをいいます。
- * 2 「申込締切時間」は、取得申込受付日の午後3時30分以前で販売会社が定める時刻となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 3 取得申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときには申し込みに応じないものとします。
- * 4 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申し込みを行います。

取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

証券総合口座の資金待機用ファンドとして当ファンドを買い付ける場合、同口座取引約款に基づき自動買い付けが行われます。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付時間は、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約代金は、原則として元本部分のみとし、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金は含まれません。ただし、別に定める契約を解除する場合には、解約代金は受益権に帰属する再投資前の収益分配金が含まれた金額となり、当該収益分配金に対して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>)に掲載されます。また、お問い合わせいただけます。基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ニ）一部解約金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支払われます。

即日引き出し（キャッシング）

販売会社によっては、受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受け取ることを希

望する場合には、当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払うことができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ホ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができるものとします。

（ヘ）上記（ホ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求で、かつ約款第39条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に販売会社が約款第39条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

b. 受益権の買い取り

買取請求による換金はできません。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

（5）【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

- （イ）委託者は、投資信託契約締結日から3年を経過した日以降において、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第43条第2項から第5項の規定にしたがいます。

- （ロ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第43条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- （ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- （ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第48条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- （ホ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

- （イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約

款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、運用報告書を作成しておりません。

当ファンドの運用内容は、月次で開示されており、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）にて入手・閲覧可能です。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等

の管理を行う体制が整備されていること

4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1．投資信託財産の保存にかかる業務

2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

（イ）原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

（ロ）販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応ずるものとします。なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

（ハ）上記（ロ）の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申し込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申し込みとみなします。

（ニ）販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において、受益者が保有する収益分配金があるときは、上記（イ）および（ロ）の規定にかかわらず、その際に当該受益者に支払います。

（ホ）上記（ニ）の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。

（ヘ）上記（ニ）の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に販売会社において受益者に支払うものとします。

（ト）受益者が、上記（ホ）および（ヘ）に規定する収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社において受益者に支払います。

ただし、販売会社（委託者が別に定める販売会社を除きます。）が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資契約を解除することにより、自己に帰属する受益権の全部について行う一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時（正午）以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該

請求受付日に受けることを希望する場合には、販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日まで）に販売会社において受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間（平成23年12月1日から平成24年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）財務諸表

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期特定期間末 (平成23年11月30日現在)	第28期特定期間末 (平成24年 5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	396,284	213,885
コール・ローン	42,492,000,000	35,769,000,000
国債証券	145,279,205,997	172,282,056,469
コマーシャル・ペーパー	55,991,570,803	45,990,140,342
未収利息	69,849	58,798
その他未収収益	166,615	126,139
差入保証金	56,698,584,530	41,480,619,925
流動資産合計	300,461,994,078	295,522,215,558
資産合計	300,461,994,078	295,522,215,558
負債の部		
流動負債		
未払金	11,998,264,500	2,999,253,000
未払収益分配金	519,233	526,539
未払受託者報酬	19,704	19,981
未払委託者報酬	216,741	219,791
その他未払費用	29,010	20,634
流動負債合計	11,999,049,188	3,000,039,945
負債合計	11,999,049,188	3,000,039,945
純資産の部		
元本等		
元本	288,462,931,307	292,522,165,179
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,583	10,434
元本等合計	288,462,944,890	292,522,175,613
純資産合計	288,462,944,890	292,522,175,613
負債純資産合計	300,461,994,078	295,522,215,558

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27期特定期間 自平成23年 6月 1日 至平成23年11月30日	第28期特定期間 自平成23年12月 1日 至平成24年 5月31日
営業収益		
受取利息	46,478,196	32,988,864
有価証券売買等損益	78,543,490	79,549,372
その他収益	20,855,756	31,294,560
営業収益合計	145,877,442	143,832,796
営業費用		
受託者報酬	3,646,978	3,751,339
委託者報酬	40,116,613	41,264,597
その他費用	3,897,980	4,570,115
営業費用合計	47,661,571	49,586,051
営業利益	98,215,871	94,246,745
経常利益	98,215,871	94,246,745
当期純利益	98,215,871	94,246,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,504	13,583
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	98,225,792	94,249,894
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,583	10,434

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第28期特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及びコマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

（追加情報）

第27期特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	第28期特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	—

（貸借対照表に関する注記）

第27期特定期間末 [平成23年11月30日現在]	第28期特定期間末 [平成24年 5月31日現在]
1. 差入保証金 現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。56,698,584,530円の現金を担保に供し、有価証券56,698,584,530円を借入れております。	1. 差入保証金 現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。41,480,619,925円の現金を担保に供し、有価証券41,480,619,925円を借入れております。
2. 特定期間末日における受益権の総数 288,462,931,307口	2. 特定期間末日における受益権の総数 292,522,165,179口
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額) (10,000円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額) (10,000円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第27期特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	第28期特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
1. その他収益	現金担保付債券貸借取引に係る担保金に対する利息であります。	現金担保付債券貸借取引に係る担保金に対する利息であります。
2. 分配金の計算過程	日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は98,239,375円、分配金額の合計額は98,225,792円であります。	日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は94,260,328円、分配金額の合計額は94,249,894円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第27期特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	第28期特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
-----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、コマーシャル・ペーパーであり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第27期特定期間末 [平成23年11月30日現在]	第28期特定期間末 [平成24年 5月31日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 国債証券及びコマーシャル・ペーパー 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 国債証券及びコマーシャル・ペーパー 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第27期特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	第28期特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	第27期特定期間末 [平成23年11月30日現在]	第28期特定期間末 [平成24年 5月31日現在]
-----	------------------------------	------------------------------

期首元本額	296,703,453,181円	288,462,931,307円
期中追加設定元本額	796,935,058,424円	813,212,204,301円
期中一部解約元本額	805,175,580,298円	809,152,970,429円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第27期特定期間末 [平成23年11月30日現在]	第28期特定期間末 [平成24年 5月31日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差 額（円）	当特定期間の損益に含まれた評価差 額（円）
国債証券	371,776	456,788
コマーシャル・ペーパー	165,808	139,941
合 計	537,584	596,729

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	第27期特定期間末 [平成23年11月30日現在]	第28期特定期間末 [平成24年 5月31日現在]
	該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第201回国庫短期証券	1,000,000,000	999,931,913	
	第201回国庫短期証券	500,000,000	499,969,152	
	第201回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,737,610	
	第201回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,737,610	
	第201回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,738,750	
	第201回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,738,750	
	第208回国庫短期証券	500,000,000	499,925,572	
	第208回国庫短期証券	300,000,000	299,955,636	
	第216回国庫短期証券	1,000,000,000	999,769,056	
	第222回国庫短期証券	500,000,000	499,846,645	
	第231回国庫短期証券	500,000,000	499,792,367	
	第237回国庫短期証券	500,000,000	499,747,745	
	第237回国庫短期証券	500,000,000	499,752,593	
	第242回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,943,500	
	第242回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,869,260	
	第242回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,869,260	
	第246回国庫短期証券	500,000,000	499,710,176	
	第246回国庫短期証券	500,000,000	499,728,878	
	第249回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,782,040	
	第249回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,782,040	

第251回国庫短期証券	500,000,000	499,695,700	
第256回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,615,328	
第256回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,711,440	
第259回国庫短期証券	500,000,000	499,624,840	
第259回国庫短期証券	500,000,000	499,634,818	
第262回国庫短期証券	1,000,000,000	999,991,448	
第263回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,574,060	
第264回国庫短期証券	1,000,000,000	999,971,853	
第264回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,866,235	
第264回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,929,947	
第264回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,947,918	
第264回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,869,200	
第264回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,869,200	
第265回国庫短期証券	1,000,000,000	999,952,348	
第266回国庫短期証券	500,000,000	499,586,520	

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第266回国庫短期証券	500,000,000	499,588,934	
	第268回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,865,994	
	第268回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,686,880	
	第268回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,686,880	
	第269回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,826,992	
	第269回国庫短期証券	4,020,000,000	4,019,691,135	
	第269回国庫短期証券	3,700,000,000	3,699,700,735	
	第269回国庫短期証券	2,280,000,000	2,279,815,590	
	第269回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,593,125	
	第269回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,593,125	
	第270回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,792,850	
	第271回国庫短期証券	1,000,000,000	999,634,872	
	第272回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,983,678	
	第272回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,983,678	
	第272回国庫短期証券	1,000,000,000	999,991,839	
	第272回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,959,440	
	第272回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,959,440	
	第272回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,959,550	
	第272回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,959,550	
	第272回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,959,400	
	第272回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,959,400	
	第273回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,809,440	
	第273回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,809,440	
	第274回国庫短期証券	500,000,000	499,566,065	
	第274回国庫短期証券	500,000,000	499,563,654	
	第275回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,786,556	
	第276回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,756,120	
	第277回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,728,000	
	第278回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,338,890	
	第278回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,338,890	
	第279回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,602,100	
	第280回国庫短期証券	500,000,000	499,519,949	
	第280回国庫短期証券	500,000,000	499,516,812	
	第281回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,565,708	

	第282回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,553,834	
--	-------------	---------------	---------------	--

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第282回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,702,556	
	第283回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,641,480	
	第283回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,641,480	
	第284回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,626,500	
	第284回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,626,500	
国 債 証 券 小 計		172,300,000,000	172,282,056,469	
コマーシャル ・ペーパー	関西電力	5,000,000,000	4,999,083,813	
	関西電力	1,000,000,000	999,715,898	
	関西電力	2,000,000,000	1,999,030,251	
	中国電力	10,000,000,000	9,999,293,200	
	北陸電力	1,000,000,000	999,811,274	
	北陸電力	5,000,000,000	4,997,762,348	
	四国電力	2,000,000,000	1,999,864,766	
	四国電力	3,000,000,000	2,999,505,762	
	四国電力	1,000,000,000	999,829,468	
	四国電力	1,000,000,000	999,821,423	
	四国電力	3,000,000,000	2,999,235,422	
	四国電力	2,000,000,000	1,999,266,289	
	沖縄電力	4,000,000,000	3,999,369,916	
	沖縄電力	6,000,000,000	5,998,550,512	
コマーシャル・ペーパー 小 計		46,000,000,000	45,990,140,342	
有 価 証 券 合 計		218,300,000,000	218,272,196,811	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年6月30日現在）

資産総額	301,807,729,002 円
負債総額	3,000,828,171 円
純資産総額（ - ）	298,806,900,831 円
発行済口数	298,806,894,300 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,000 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成24年6月末現在）

資本金の額 45億2,430万円

会社が発行する株式総数 3,000,000株

発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

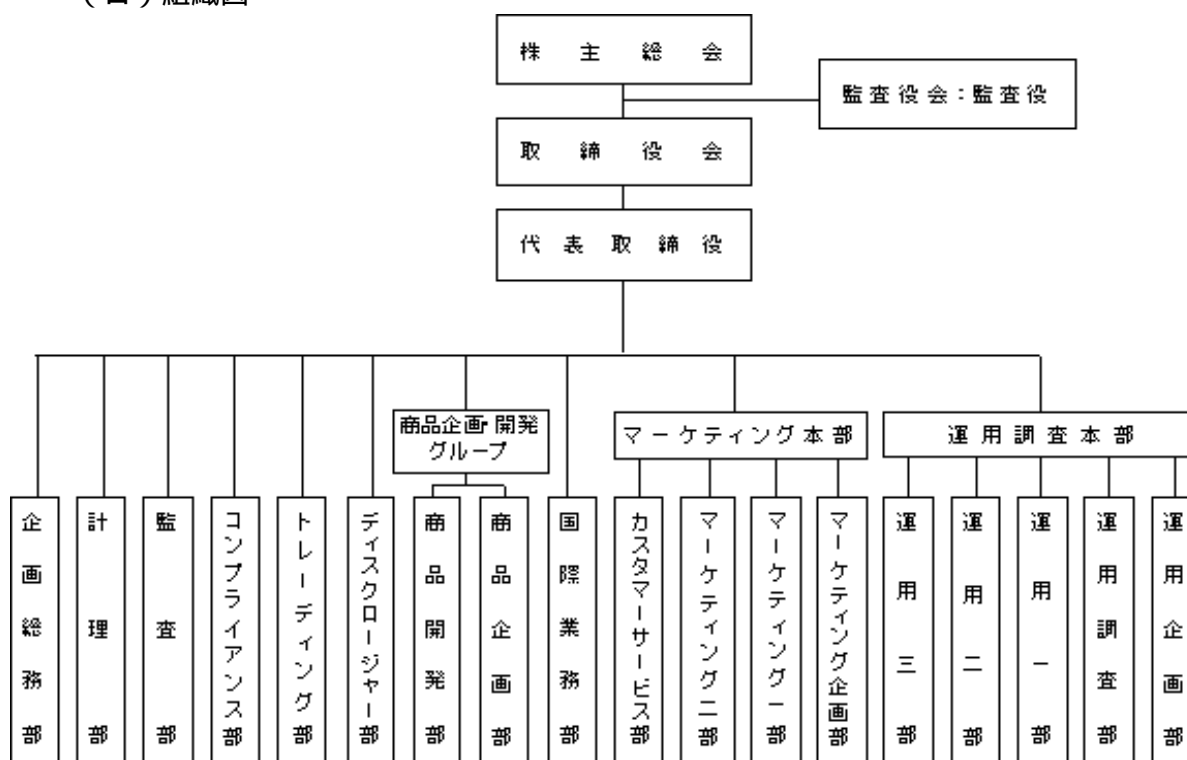
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

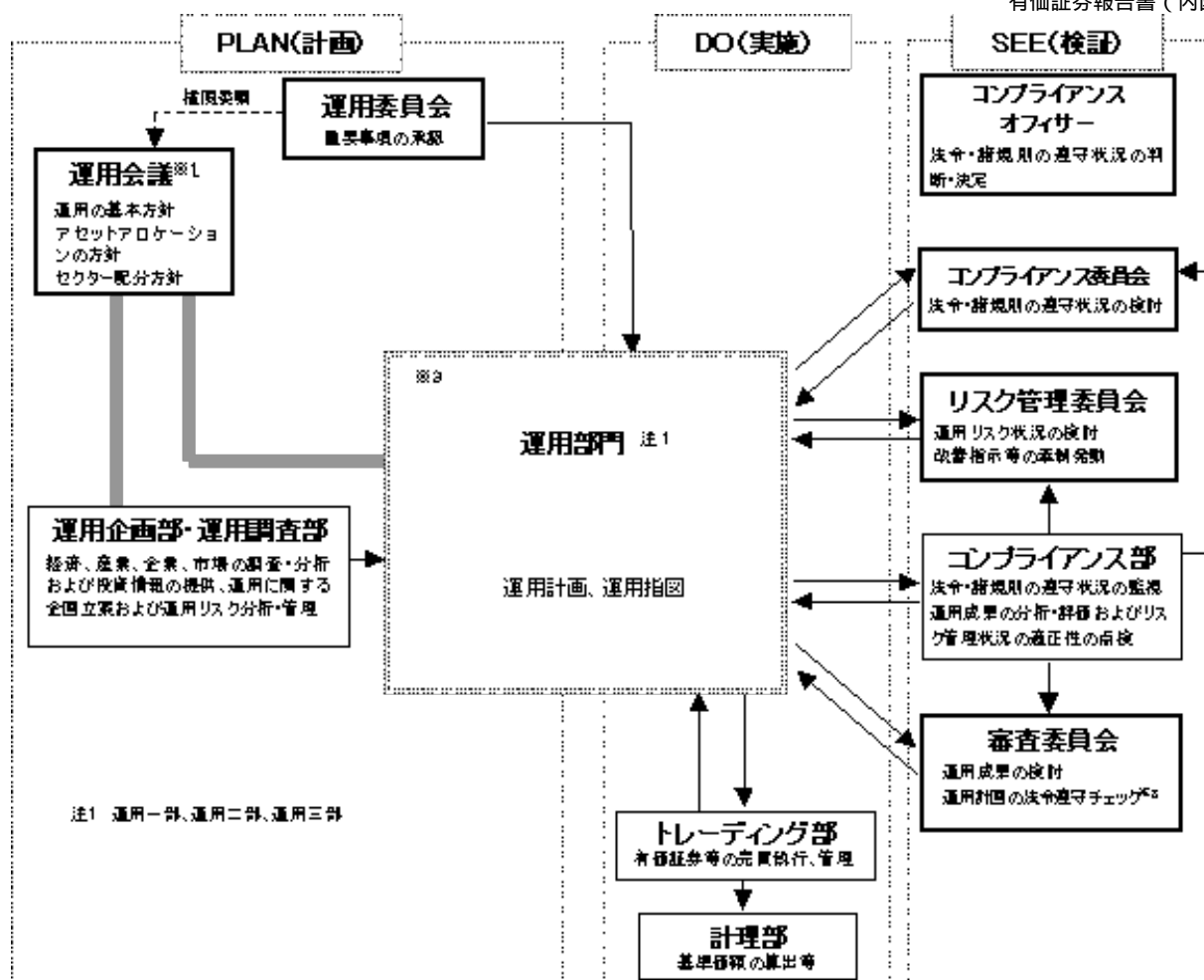
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年6月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年6月29日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	193	2,056,579
株式投資信託（合計）	164	1,638,070
単位型	2	6,129
追加型	162	1,631,941
公社債投資信託（合計）	29	418,508
単位型	2	779
追加型	27	417,729

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,121,107	8,592,890
有価証券	6,541,218	6,903,772
貯蔵品	4,821	268
立替金	-	2,141
前払金	45,671	26,845
前払費用	16,884	18,185
未収入金	96	29
未収委託者報酬	1,503,847	1,805,198
未収運用受託報酬	4,814	105,245
未収収益	30,417	27,583
繰延税金資産	169,661	183,764
流動資産合計	16,438,542	17,665,924
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 23,023	2 18,397
構築物（純額）	2 2,464	2 2,156
器具・備品（純額）	2 43,414	2 145,416
リース資産（純額）	2 7,465	2 3,064
建設仮勘定	-	6,663
有形固定資産合計	76,366	175,697
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 28,112	3 38,365
ソフトウェア仮勘定	-	6,554
無形固定資産合計	28,203	45,012
投資その他の資産		
投資有価証券	5,913,628	4,293,799
関係会社株式	77,100	77,100
長期前払費用	75	-
長期未収入金	4,800	-
長期差入保証金	118,123	125,621
長期繰延税金資産	66,752	65,901
前払年金費用	521,967	471,439
長期性預金	1,300,000	-
その他	22,000	22,000
貸倒引当金	-	13,350
投資その他の資産合計	8,024,447	5,042,512

固定資産合計	8,129,018	5,263,222
資産合計	24,567,560	22,929,146

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,619	17,113
リース債務	11,280	6,508
未払金		
未払収益分配金	968	584
未払償還金	29,105	18,249
未払手数料	1 797,625	1 920,180
その他未払金	207,650	281,635
未払金合計	1,035,350	1,220,650
未払費用	158,152	388,419
未払法人税等	524,492	652,412
賞与引当金	227,900	257,200
役員賞与引当金	29,600	35,000
流動負債合計	2,000,396	2,577,303
固定負債		
長期リース債務	8,870	2,362
退職給付引当金	163,241	169,955
役員退職慰労引当金	93,958	75,625
執行役員退職慰労引当金	123,916	128,916
固定負債合計	389,987	376,859
負債合計	2,390,383	2,954,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計	15,125,082	12,905,651
自己株式	6,827	6,827
株主資本合計	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	227,077	209,840
評価・換算差額等合計	227,077	209,840
純資産合計	22,177,176	19,974,983
負債純資産合計	24,567,560	22,929,146

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業収益		

委託者報酬	13,707,658	19,353,740
運用受託報酬	7,734	196,866
営業収益合計	13,715,392	19,550,606
営業費用		
支払手数料	1 7,740,156	1 10,353,047
広告宣伝費	233,413	239,373
公告費	2,409	4,161
調査費		
調査費	236,790	258,007
委託調査費	628,364	2,747,489
図書費	6,246	6,390
調査費合計	871,401	3,011,888
委託計算費	305,544	502,554
営業雑経費		
通信費	35,855	38,375
印刷費	184,349	151,954
協会費	9,581	12,077
諸会費	2,846	2,867
その他	15,462	27,590
営業雑経費合計	248,095	232,865
営業費用合計	9,401,021	14,343,891
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,400	92,370
給料・手当	1,163,225	1,276,693
賞与	196,708	228,039
給料合計	1,452,333	1,597,103
交際費	14,854	13,677
寄付金	4,189	7,752
旅費交通費	79,127	81,442
租税公課	39,168	44,308
不動産賃借料	202,024	200,662
賞与引当金繰入	227,900	257,200
役員賞与引当金繰入	29,600	35,000
役員退職慰労引当金繰入	27,000	36,761
退職給付費用	138,708	157,497
減価償却費	74,876	86,469
諸経費	401,431	490,232
一般管理費合計	2,691,215	3,008,107
営業利益	1,623,156	2,198,608

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	65,366	53,031
有価証券利息	54,422	39,104
受取利息	22,062	24,291
時効成立分配金・償還金	33,486	11,287
雑益	5,316	2,968
営業外収益合計	180,654	130,682

営業外費用		
支払利息	1,110	572
時効成立後支払分配金・償還金	1,617	3,264
雑損	924	6,174
営業外費用合計	3,652	10,011
経常利益	1,800,158	2,319,278
特別利益		
投資有価証券売却益	153,176	10,098
特別利益合計	153,176	10,098
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	13,350
固定資産除却損	2 6,253	2 499
投資有価証券売却損	78,650	25,606
投資有価証券評価損	17,772	-
ゴルフ会員権評価損	5,500	-
減損損失	-	441
特別損失合計	108,176	39,897
税引前当期純利益	1,845,159	2,289,480
法人税、住民税及び事業税	734,171	1,006,533
法人税等調整額	3,586	51,486
法人税等合計	730,585	955,047
当期純利益	1,114,573	1,334,432

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	12,118,000

当期変動額		
別途積立金の取崩	-	1,000,000
当期変動額合計	-	1,000,000
当期末残高	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,024,119	2,646,588
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
別途積立金の取崩	-	1,000,000
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	1,219,430
当期末残高	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計		
当期首残高	14,502,612	15,125,082
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	2,219,430
当期末残高	15,125,082	12,905,651

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	6,074	6,827
当期変動額		
自己株式の取得	753	-
当期変動額合計	753	-
当期末残高	6,827	6,827
株主資本合計		
当期首残高	21,782,538	22,404,254
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	753	-
当期変動額合計	621,716	2,219,430
当期末残高	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	107,742	227,077
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119,335	17,237
当期変動額合計	119,335	17,237
当期末残高	227,077	209,840
純資産合計		
当期首残高	21,674,796	22,177,176
当期変動額		

剰余金の配当	492,103	3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	753	-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	119,335	17,237
当期変動額合計	502,380	2,202,193
当期末残高	22,177,176	19,974,983

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

（2）関係会社株式

総平均法による原価法

（3）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

（５）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

（６）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未払手数料	639,627千円	598,017千円

２．有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	60,468千円	65,093千円
構築物	254千円	562千円
器具備品	329,664千円	349,229千円
リース資産	98,457千円	102,858千円

３．無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	202,238千円	227,314千円

（損益計算書関係）

１．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
支払手数料	6,121,248千円	7,038,413千円

２．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日	当事業年度 (自 平成23年4月 1日
--	------------------------	------------------------

至 平成23年3月31日)

至 平成24年3月31日)

建物	4,333千円	-
器具・備品	1,919千円	499千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	643	113	-	756

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	-	-	756

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日 臨時株主総会	普通株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

（２）リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「３．固定資産の減価償却の方法（３）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	-
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	326,273	299,887

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	-	-
其他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	-	-	-

(有価証券関係)

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

２．関係会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498
	(1)株式	44,761	45,457	695

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
合計		8,686,616	9,069,481	382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	4,333
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,002,560	1,003,574	1,014
	その他	-	-	-
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	402,706
合計		9,472,598	9,799,991	327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．売却したその他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

当事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	-	14,365
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	303,927	880	-
その他	-	-	-

(3)その他	2,262,094	5,690	3,590
合計	2,581,546	6,570	17,955

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち1 年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	-	24	24
合計		450,000	-	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1)退職給付債務（千円）	923,938	1,162,110
(2)年金資産（千円）	940,384	876,684
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	16,445	285,426
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	417,207	645,782
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	74,927	58,871
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)（千円）	358,725	301,484
(7)前払年金費用（千円）	521,967	471,439
(8)退職給付引当金(6) - (7)（千円）	163,241	169,955

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
(1)勤務費用（千円）（注1）	82,778	80,752
(2)利息費用（千円）	21,581	23,098
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,826	18,807
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	63,027	73,807
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	16,055

(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	124,813	142,794
(7)その他（千円）（注2）	13,894	14,702
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	138,708	157,497

（注）1．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 23,250千円，当事業年度 20,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	- 千円	4,757千円
賞与引当金	104,776	111,065
減価償却超過額	8,449	3,087
退職給付引当金	116,844	106,517
役員退職慰労引当金	38,231	26,952
投資有価証券評価損	7,231	-
非上場株式評価損	32,458	28,430
未払事業税	42,773	49,129
その他の有価証券評価差額金	155,788	117,552
その他	40,414	47,307
繰延税金資産小計	546,968	494,801
評価性引当額	96,431	76,506
繰延税金資産合計	450,536	418,294
繰延税金負債		
前払年金費用	212,388	168,021
その他	1,733	607
繰延税金負債合計	214,121	168,628
繰延税金資産の純額	236,414	249,665

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	169,661千円	183,764千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	66,752	65,901

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
--	-----------------------	-----------------------

法定実効税率 （調整）	40.69%	法定実効税率と税効 果会計適用後の法人税 等の負担率との間の差 異が法定実効税率の 100分の5以下である ため注記を省略してお ります。
役員給与永久に損金算入されない項目	0.53	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.81	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.09	
住民税均等割	0.21	
税効果未認識差異	2.54	
その他	0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.59	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20,828千円減少し、法人税等調整額が5,165千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	- 639,627

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	1,006,734 7,038,413	短期貸付金 未払手数料	- 598,017

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払	74,884 16,824 18,000	その他未払金 その他未払金 その他未払金	7,593 1,472 3,150

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

- （１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- （２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- （３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- （４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（注）当社の親会社であるみずほ証券株式会社は、平成23年8月29日に東京証券取引所への上場を廃止しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	12,168円58銭	10,964円24銭
1株当たり当期純利益金額	611円54銭	732円20銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

該当事項はありません

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成24年6月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成24年6月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
----	-------------------	-------

みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新和証券株式会社	780	同上
西村証券株式会社	500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
北田証券株式会社	100	同上
岡安証券株式会社	650	同上
三豊証券株式会社	300	同上
八十二証券株式会社	800	同上
三木証券株式会社	500	同上
第一生命保険株式会社	210,200	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

(1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(2) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成24年 2 月29日
有価証券報告書	平成24年 2 月29日
臨時報告書	平成23年12月12日 平成24年 3 月12日 平成24年 4 月 2 日

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成23年12月1日から平成24年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)